# REACH 近況シリーズ (2008年6月9日)

# REACH RIPガイダンスの新規版および改訂版の状況等

(社)日本化学工業協会 REACHタスクフォース事務局



## RIP 3.8ガイダンスの新規版公表

成形品中の物質に対する要件に関するガイダンス (Guidance on requirements for substances in articles) が2008.5.26付けでEU化学品庁ECHAのWebsiteに公表された。以下の主な内容を含む。

1. SVHC届出閾値適用について:

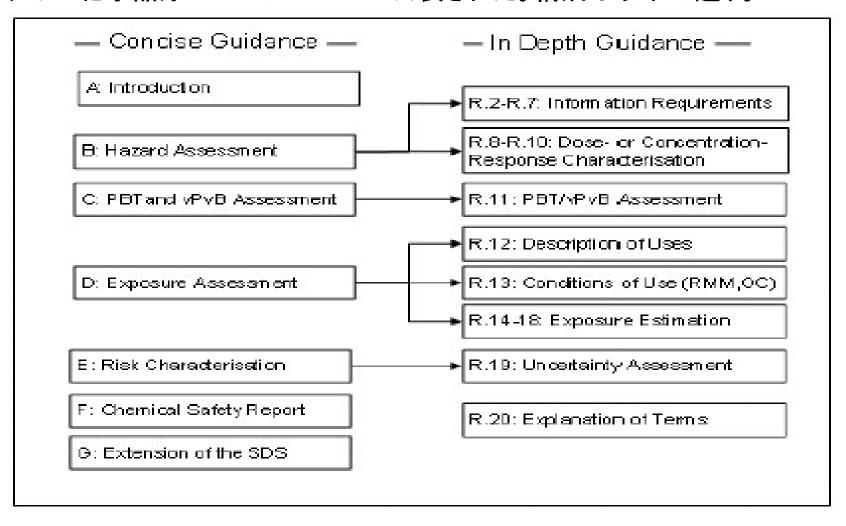
0.1% 閾値適用を "article as produced or imported" とし、"homogeneous materials or parts of an article" ではないとした。しかしながら、ドイツ、スウェーデン、など6加盟国の異議書も関連文書として添付・公表され、その旨をガイダンス序文に記載。当面、混乱が予想される。

2. ボーダーライン問題 (容器/担体入り物質/調剤か、アーティクルか) において 合意された基準及び事例:

REACH近況シリーズ(2008年1月17日)で紹介した内容と同じ

#### RIP 3.2 および RIP 3.3 ガイダンスの新規版公表

RIP3.2の物質の情報要件に関するガイダンス、および、RIP3.3の化学品安全評価報告書(CSR)作成のためのガイダンスが統合され、Guidance on information requirements and chemical safety assessment として2008.5.29付けでEU化学品庁ECHAのWebsiteに公表された。構成は以下の通り。



# RIP 3.1 ガイダンスの改訂版公表

- 1. 登録に関するガイダンス Guidance on registration の改訂版が2008.5.26付けでEU化学品庁ECHAのWebsiteに公表された。改訂内容は以下の通り。
  - ① 同一物質についてEU域外複数製造者から指名を受けたOnly Representativeによる登録について、「Only Representative は各会社を分けて登録し、輸入数量は各会社ごとの合計」に変更となった。
  - ② 登録番号賦与の構成内容が追加された。
- 2. モノマー/ポリマー登録に関するガイダンス Guidance for monomers and polymers の改訂版が2008.5.29付けでEU化学品庁ECHAのWebsiteに公表された。改訂内容は以下の通り。

67/548/EECで届出されたポリマーは、登録されたものと見なされ、Title II (登録)をカバーする。従って、そのトン数帯範囲内であれば構成モノマーおよびその他の物質の登録は要求されない。今回、トン数帯が上位に達した場合に新たに行う登録手順が追記された。

# NLPに関するREACH規則修正案について

いわゆる「もはやポリマーと見なされない物質(NLP: No Longer Polymer、オリゴマー類をさす)」は段階的導入物質(Phase-in Substance)の一部として規則第3条20(c)項で定められており、EINECS収載物質等と同様に登録猶予期間が得られる。

現状の問題点: 現在の規則第3条(20)Cの定義ではNLPの説明に欠落がある。

修正プロセス: 2007年6月よりEU委員会で修正を検討。

2008年2月のEU閣僚理事会作業部会で修正案合意。

現在、REACH規則第3条(20)CのCorrigendumとして手続き中。

修正内容要旨: REACH規則第3条(20)Cの定義(赤字部分の趣旨を追記):

67/548/EECの第6次修正指令適用の元で、1981年9月18日から 1993年10月31日までの間でEUに上市され、REACH規則発行前 は同指令に従い(そのポリマー定義を満たし\*注)届出がされたと みなされたが、REACH規則のポリマー定義を満たさない物質。

\*注: 第7次修正指令でポリマー定義変更(REACH規則も同じ定義)